

連載

フィールド・アイ

Field Eye

シンガポールから——①

前シンガポール
日本国大使館一等書記官

竹内 ひとみ

Hitomi Takeuchi



シンガポールの外国人雇用対策

はじめに

人口約 450 万人のシンガポールは、2005 年の出生率が 1.25 と日本より低く、日本と同様、少子高齢化という課題を抱えている。リー・シェンロン首相は、首相就任直後の 2004 年 8 月に包括的な少子化対策を打ち上げるとともに、2006 年の建国記念日演説（施政方針演説）では、人口増加政策としては、少子化対策だけでは十分ではなく、移民奨励政策の強化も併せて必要である旨強調した。

このような少子高齢化社会シンガポールが直面する課題を踏まえ、今月より 3 回にわたり、シンガポールの①外国人雇用対策、②少子化対策、③高齢者対策について紹介したい。

1 外国人労働者数

人口問題を担当するウォン・カンセン副首相兼内相は、2007 年 6%の経済成長を達成するためには 8 万 7300 人の労働力増加が必要であるが、国民の労働力人口は年間 5 万 2700 人の伸びにとどまっており、3 万 4600 人不足していると述べている。

シンガポールでは、外国人労働者は労働力のバッファードとして機能しており、経済成長期には、外国人労働者を活用し労働力不足を緩和することにより、シンガポール国民だけでは果たし得なかった経済成長が可能となる一方、景気が厳しい時期には、外国人労働者が真先に雇用喪失の犠牲となっている。

2006 年 12 月時点の外国人労働者数は 8 万 5100 人の増加となり、総数 75 万 6300 人と全労働力の 30.3%を

占めている。詳細な内訳は現在 2005 年の数字しかないが、約 67 万人のうち①いわゆる単純労働者（月給 S\$1800 以下で、建設作業員やメイド等の職に就く労働許可（Work Permit）保持者）が 58 万人、②専門的技術や知識を有する外国人労働者（月給が S\$2500 超で、学歴等の要件を満たす就業パス（Employment Pass）保持者）が 6 万 5000 人、③中級レベルの外国人労働者（月給が S\$1800 以上で、学歴や経歴等の要件を満たす S パス保持者）が 2 万 5000 人となっている。

2 外国人労働者の数量調整制度

シンガポール政府は、主として外国人雇用税と外国人雇用上限率という 2 本柱で外国人労働者を管理している。

外国人雇用税（Levy）は、いわゆる外国人単純労働者を一人雇うごとに雇用主が毎月納める税金で、シンガポール人労働者の賃金水準を維持するとともに、受け入れにより想定される社会問題、行政出費を受益者である企業に負担させる働きがある。外国人雇用上限率（Dependency Ceiling）は、国民の雇用を維持するため、産業ごとに、国内労働者との比率において外国人単純労働者を雇用できる割合が決められている（表参照）。

3 外国人労働者雇用管理のための厳しい規制

雇用主は外国人単純労働者を雇用する際には政府に労働者 1 人当たり保証金 S\$ 5000（40 万円）を納めなければならない。保証金は、外国人労働者が行方不明になったり、罪を犯したりした場合には没収され、また、当該外国人労働者の帰国後に雇用主に返還されるため、雇用主による雇用管理の強化や不法残留の抑止につながっている。

また、外国人単純労働者は、家族の呼び寄せが認められていない。さらに、メイドなど女性の単純労働者は入国前に妊娠検査を実施するとともに、滞在中も半年ごとに妊娠検査が義務づけられており、妊娠した場合、雇用主は人材開発省に報告の義務があり、当該外国人労働者は強制送還される。

4 外国人労働者に伴う諸問題とその対応

(1) 国内労働市場への影響

ウン・エンヘン人材開発相は、外国人労働者が国内雇用を圧迫しているとの批判に対して、外国人労働者数を抑制すれば、企業は低コスト国へと移転し、結局

表 主な産業別外国人雇用税及び外国人雇用上限率

産業	外国人雇用上限率	労働者分類	外国人雇用税(月額: S\$)
製造業	全労働者の40%以下	熟練	150
		未熟練	240
	全労働者の40%超50%以下	熟練	150
		未熟練	280
	全労働者の50%超60%以下	熟練・未熟練	450
建設業	シンガポール労働者1人に対して、外国人労働者5人まで	熟練	150
		未熟練	470
海運業	シンガポール労働者1人に対して、外国人労働者3人まで	熟練	150
		未熟練	295
サービス業	全労働者の30%以下	熟練	150
		未熟練	240
	全労働者の30%超35%以下	熟練・未熟練	280
メイド	制限なし	熟練・未熟練	450
			295

※2007年7月よりS\$265に減額
 ※12歳未満の子ども、65歳以上の両親等と同居している家庭、本人や配偶者が65歳以上である場合等は、S\$200

資料出所：人材開発省発表資料（2007年4月1日現在）を基に作成。

(注) 1S\$ = 約80円

は国内雇用を喪失する、景気が悪化した際に外国人労働者を解雇することにより、事業の存続を維持できることから、競争力を維持するためにも、外国人労働者数を今後も抑制すべきではないとの見解を示している。

(2)外国人メイドの人権問題

当地では、約6分の1の家庭が外国人メイドを雇用している。メイドには雇用法は適用されず、国際的な人権保護団体「人権ウォッチ (HRW)」は、外国人メイドの不当な取扱いを批判し、週1日の休みや最低賃金の保証（注：現在フィリピン人メイド月 S\$320～350、インドネシア人メイド月 S\$280 程度）等を要求している。

一般的には、雇用主に対するオリエンテーションの実施、2006年9月よりインドネシア人メイドに対する月1日の休暇付与の開始等少しずつ改善は見られているが、外国人メイドの高層住宅からの墜落死亡件数（自殺も含む）は看過できる数ではない（1999年来147人以上）。このような状況を踏まえ、外国人メイドの労働条件の改善、人権の問題について、ここ数年ようやく議論されるようになってきている。

(3)外国人と国民の待遇格差

シンガポール・プレス・ホールディングス (SPH) が、外国人労働者について、2006年12月国民にヒアリング調査を実施したところ、国民の52%が当地にはもう十分外国人人材がおり、これ以上の受け入れはやめるべきと回答した。外国人労働者受け入れに反対する主な理由としては、「雇用が奪われる不安」を、外国人高度人材については86%、外国人単純労働者については63%が挙げている。また、43%の国民が、政府は国民

より外国人高度人材を優遇しているが、それが雇用創出につながるか疑わしいという批判的な回答をしている。

外国人人口の増加に伴う国民の不満を抑えるため、2006年12月リー首相は、今まで外国人と国民を区別してこなかった教育と医療の分野でも国民の待遇を優先する旨発表した。具体的には、2009年1月から外国人と永住権 (PR) 保持者の授業料を小中高等学校などで引き上げるとともに、2007年10月から外国人労働者については公立病院での医療補助を撤廃する。

おわりに

小国シンガポールが今後も労働力人口を維持するためには、外国人労働者の積極的な受け入れは必要不可欠である。

労働力の30%を占める外国人労働者、特にその80%以上を占めている外国人単純労働者の雇用管理対策については、外国人雇用税と外国人雇用上限率を経済状況に合わせて調整し、労働市場ニーズに迅速に対応している。しかし、メイドの人権問題が諸外国から批判を受けているように、外国人単純労働者の保護の観点からも更なる対策が必要である。

シンガポールは中華系が75%、マレー系が14%、インド系が9%を占める多民族国家であるが、移民が増加する中で、民族間の調和を維持できるのか、新たな移民の社会統合が図れるかについても、今後注目される。

たけうち・ひとみ 厚生労働省職業安定局首席職業指導官
 室中央職業指導官。前シンガポール日本国大使館一等書記官。